

# 熊本県公報

号外 第 38 号  
平成 15 年 9 月 29 日 (月)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

- 規 則  
○熊本県景観条例施行規則の一部を改正する規則…………… (都市計画課) 1
- 訓 令  
○熊本県文書規程の一部を改正する訓令…………… (私学文書課) 1

### 本号で公布された規則のあらまし

◇熊本県景観条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 公共的団体として規則第6条に定める緑資源公団、水資源開発公団及び日本鉄道建設公団をそれぞれ独立行政法人緑資源機構、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に改めることとした。
- 2 この規則は、平成15年10月1日から施行することとした。(附則関係)

### 規 則

熊本県景観条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成15年9月29日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 熊本県規則第45号

熊本県景観条例施行規則の一部を改正する規則  
熊本県景観条例施行規則(昭和62年熊本県規則第39号)の一部を次のように改正する。  
第6条第2号及び第3号を次のように改める。  
(2) 独立行政法人緑資源機構  
(3) 独立行政法人水資源機構  
第6条第6号を次のように改める。  
(6) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

附 則  
この規則は、平成15年10月1日から施行する。

### 訓 令

#### 熊本県訓令第37号

本庁各部課(総室・室)  
各地方出先機関  
熊本県文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成15年9月29日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県文書規程の一部を改正する訓令  
熊本県文書規程(昭和34年熊本県訓令甲第19号)の一部を次のように改正する。  
第2条に次の3号を加える。  
(7) 文書管理システム 電子計算機を利用して文書の收受、起案、決裁、保存、廃棄その他文書管理に関する事務の処理を行うシステムで私学文書課長が管理するものをいう。  
(8) 電子文書 文書のうち電磁的記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。  
(9) 電子決裁 文書管理システムの機能を利用して電子的方式により行う電子文書の決裁をいう。